



【第 64 回】 2013 年 12 月 24 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## 危うし！アベノミクス

### 政策立案・遂行能力の欠如露わな税制改革

平成 26 年度(2014 年度)税制改革が決定したが、理念や方向感のない税制のオンパレードだ。投資家の期待していた法人税実効税率の引き下げについては、「引き続き検討を進める」と先送り、一方で、大企業の交際費の損金算入など世の中の方向感覚とは逆行している。政治家と財務省・経済産業省の、議論なき「握り」の税制改正では、アベノミクスは危い。

#### ■ 方向感を失った税制改革

平成 26 年度(2014 年度)税制改正内容を見ると、一見きわめて華やかで多岐にわたる改正内容となっている。

しかし、ひとたび内容を精査してみると、さまざまな政策税制(租税特別措置)の羅列や、旧来型の発想に基づく改正内容のオンパレードとなっている。「地方経済対策としての大企業の交際費の一部経費算入」というような発想は、時代遅れというより時代に逆行するものだ。これは悪いジョークだが、そのうち公務員倫理法の改正も経済対策のメニューになる日が来るかもしれない。

産業の新陳代謝を進め、新たなビジネスを興しつつ経済活性化を目指すという志はほとんど見受けられない。

背景には、経済産業省や経団連の重厚長大産業優遇の発想、旧来型の自民党税調と財務省の握り、といった閉鎖的空間での議論や決定がある。

## ■ ほとんど議論されなかった法人税改革

市場や投資家の期待していた法人実効税率引き下げについては、「引き続き検討を進める」と、方向感もなく先送りされた。復興臨時増税の前倒し廃止により、法人表面実効税率が2%強引き下がることで十分ということなのだろう。

最大の問題は、法人税改革について昨年10月以降、政府部内や党内でほとんど議論が行われてこなかったことである。そのことは、政権の政策立案能力のキャパシティの狭さを物語っている。

安倍政権の経済政策は、総理、麻生財務大臣、菅官房長官、甘利経済担当大臣の4人のバランスの上に成り立っている。今回、甘利大臣の体調が思わしくないこともあるが、政策のプライオリティが、特定秘密保護法や安全保障・防衛問題にシフトすると、たちまち経済改革への熱意はしばみ、第3の矢の大本命であるはずの法人税減税は全く議論されなくなった。

党税調の方も、消費税率引き上げに関連した自動車関係諸税の見直しと、公明党の要求する軽減税率の問題といった「利害調整」にばかり時間がとられてしまった。

党税調は、従来から法人税改革に否定的なスタンスをとってきている。せっかく昨年10月の税制改正大綱で、「政策減税の大幅な見直しなどの課税ベースの拡大、他の税目による財源確保」をふまえつつ、「早急に検討を開始する」と明記したにもかかわらず、である。

減価償却の見直し、欠損金の繰越の制限、政策減税の廃止、さらには固定資産税など地方税の課税ベースを拡大するということになる、各分野への利害の調整が必要になるが、だれもそこまでの調整をになう覚悟は見受けられない。

この間、財務省から給与所得控除の縮小案が唐突に出され、議論もなく決定された。方向として間違っていないが、今なぜ給与所得控除を縮小する必要があるのか、その理由が全く国民に伝わっていない。

## 産業新陳代謝のために法人税改革が必要

米国が経済復興を果たしたのは、レーガン 2 期の税制改革(86 年)によるところが大きい。東海岸の重厚長大産業に偏っていた租税特別措置を大胆に整理し、税収中立のもとで、法人税率を 12%引き下げるといった大胆な法人税改革が、アントレプレナーシップをくすぐり、今日の米国の繁栄を支える西海岸のIT産業の生成・発展につながった。

わが国の税制改革に見られる思想は、それとはまったく異なるもので、旧来型の重厚長大産業による経済復活を念頭に置いている。租税特別措置を重層的に張り巡らせ、特定の産業や業界だけが潤うという発想から抜け出せないでいる。経済産業省や経団連の発想の限界であろう。

産業の新陳代謝を進めるためには、租税特別措置を整理して、法人税率を思い切って引き下げて、新規の起業を促すことがもっとも効果がある。

もうひとつ必要な改革である、赤字法人や社会福祉法人などへの適正な課税といった公平税制の実現も全く手がつけられていない。

来年になると、法人税改革を取り巻く事態はもっと悪化する。

第 1 は、財政を取り巻く環境である。円安による企業業績の上ブレによる自然増収はこれ以上期待できない。

第 2 に、プライマリー赤字を 2015 年に半減するという目標が近付き、その達成がマーケットから問われ、ますます「減税」は難しくなる。

第 3 に、今回の改正で地方の法人税制議論が一応落ち着くことである。地方法人税は、税収が不安定で地方間の税収格差が拡大するという問題があったが、法人住民税の一部国税化・交付税化により、地方からの法人税改革の勢いは失せてしまった。

今の政権の経済政策思想の欠如と、政策を進めていくキャパシティの限界だけが目立った税制改正であった。